平成２１年（フ）第８６号
香川県三豊市三野町吉津乙612番地２
債務者　岩倉　秀美
１　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第８７号
香川県観音寺市八幡町３丁目２番５号
債務者　清家　　浩
１　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３２１号
茨城県土浦市板谷６丁目665番地17　イーストサイドアヴェニューＢ号室、住民票上の住所茨城県土浦市板谷６丁目665番地17
債務者　前島末美江
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
福井県敦賀市莇生野80号１番地の１　萩野町
債務者　日野真二郎
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３０６９号
愛知県北名古屋市徳重米野105番地１　ウィング生田103号
債務者　渡辺　泰久
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２７５号
大阪市平野区長吉六反４丁目７番40号
債務者　下村　慶子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０９号
大阪府茨木市島４丁目13番６号
債務者　仲村　千春
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１９号
香川県丸亀市川西町南594番地７
債務者　近藤　　創
１　決定年月日時　平成21年12月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４９２号
宮城県名取市手倉田字堰根726番地の５
債務者　近藤　光翼
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９７号
仙台市太白区鈎取２丁目11番12号　かぎとりハイツＢ―201
債務者　後藤　寛子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６３号
宮城県名取市閖上６丁目21番21―１号　ジェルメＡ棟203号
債務者　亀山　　裕
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６４号
宮城県名取市閖上６丁目21番21―１号　ジェルメＡ棟203号
債務者　亀山　奈美
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２７号
宮城県多賀城市高崎３丁目25番５―201号
債務者　寺島　　豊
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２８号
宮城県多賀城市高崎３丁目25番５―201号
債務者　寺島さない
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３６号
仙台市宮城野区燕沢２丁目８番18―305号
債務者　須賀川忠雄
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３８号
仙台市太白区長町８丁目５番５―405号
債務者　才川　晴美
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４３号
宮城県岩沼市中央４丁目14番22号
債務者　前田　峯子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４４号
仙台市太白区袋原２丁目７番３号
債務者　田中　良明
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係